重要事項説明書(介護予防支援版)

1 事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設なでしこの里 リハビリひらつか
所 在 地	神奈川県平塚市東八幡4-19-3
事業者指定番号	神奈川県 第1452080060号
	管理者 端山 寛子
管理者・連絡先	連絡先 0463-23-7045
	平塚市、中郡大磯町、茅ケ崎市、寒川町、
サービス提供地域	厚木市の一部(戸田、酒井、長沼、下津古久、上落合)
	伊勢原市の一部 (岡崎、下平間、下谷、小稲葉、下落合)
	秦野市の一部 (南矢名、鶴巻)
	二宮町の一部 (二宮、富士見ヶ丘、松根)

《 特定事業所 (A) 適用要件 》 ※令和6年4月1日 改定

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。
- ② 常勤専従の介護支援専門員を1名以上(常勤換算法で1以上)配置していること。
- ③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした 会議を定期的に開催すること。
- ④ 2 4 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を 提供していること。
- ⑦地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑧運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑨介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること。
- ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力、又は協力体制を確保していること。
- ⑪他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施していること。
- ⑫必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	介護予防支援	1名
介護支援専門員	介護予防支援	2名以上
サービス担当職員	介護予防支援	1名
事務担当職員	事務員	1名以上

*管理者は主任介護支援専門とし、管理者以外にも1名は主任介護支援専門員であること

3 営業時間

区 分	平日	土曜日	休祭日
営業時間	$9:00 \sim 17:00$	休み	休み

- (注) 年末年始(12/30~1/3)は「休祭日」の扱いとなります。
- (注) 営業時間外の夜間帯及び休祭日は、居宅介護支援専門員が輪番制にて緊急用携帯を所持 し、必要に応じて対応いたします。

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 介護予防支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。

5 秘密の保持及び個人情報の保護

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 地域包括支援センター [介護予防支援事業所] 等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

6 事故発生時の対応

- 1 介護支援専門員は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- 3 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償 を速やかに行います。

7 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため以下の掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

5 高齢者虐待防止法に基づき、虐待防止と発見に努めるとともに、発見時は速や かに関係機関に通報する。

8 感染対策等

- 1 当事業所の設備および備品について衛生的な管理に努める。
- 2 感染症が発生または蔓延しないように、感染症の予防および蔓延防止のための 指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
- 3 当事業所における感染症の予防および蔓延防止のための対策を検討する委員会 をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者へ周 知徹底を図る。
- 4 当事業所において、従業者に対し感染症の予防および蔓延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。
- 5 上記3項に係る感染対策の担当者を定める。

9 業務継続計画の策定等

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援 の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の事業再開を図 るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 および訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行う。

10 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号	0 4 6 3 - 2 3 - 7 0 4 5
	fax番号	0 4 6 3 - 2 2 - 4 1 8 7
	窓口責任者	管理者
	対応時間	$9:00\sim17:00$

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	
平塚市	所在地 神奈川県平塚市浅間町9番1号
	電話番号 0463-21-8790
	対応時間 8:30~17:00
中郡大磯町	所在地 神奈川県中郡大磯町東小磯183
	電話番号 0463-61-4100
	対応時間 8:30~17:00
茅ケ崎市	所在地 神奈川県茅ケ崎市茅ケ崎1丁目1番1号
	電話番号 0467-82-1111
	対応時間 8:30~17:00

高座郡寒川町	所在地 神奈川県高座郡寒川町宮山165		
同生和冬川町			
	電話番号 0467-74-1111		
	対応時間 8:30~17:15		
厚木市	神奈川県厚木市中町3-17-17		
	電話番号 046-225-2240		
	対応時間 8:30~17:00		
伊勢原市	神奈川県伊勢原市田中348		
	電話番号 0463-94-4711		
	対応時間 8:30~17:00		
秦野市	神奈川県秦野市桜町1-3-2		
	電話番号 0463-82-7394		
	対応時間 8:30~17:00		
二宮町	神奈川県中郡二宮町二宮961		
	電話番号 0463-71-5348		
	対応時間 8:30~17:00		
神奈川県国民健康保険団	電話番号 045-329-3400		
体連合会 (国保連)	fax番号 045-329-3404		
	対応時間 8:30~17:00		

8 当社の概要

., ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
名称・法人種別	社会医療法人社団 三思会 (さんしかい)
代表者名	理事長 野村 直樹
本社所在地・電話	神奈川県厚木市船子232
	電話 046-229-1771
業務の概要	医療、健康診断、介護保険関連施設の運営
事業所数	17 (令和6年4月1日 現在)

【説明確認欄】

年 月 日

4 万 口		
介護予防支援契約の締結にあたり、上記	により重要事項を説明し、交付しました。	
事業者	所在地 神奈川県平塚市東八幡4-19-	3
	事業者名 社会医療法人社団 三思会	
	介護老人保健施設なでしこの里リハビリひら	つか
	⇒× nu +v.	ĸп
	説明者	即
介護予防支援契約の締結にあたり、上記の	のとおり説明を受け、内容に同意し、交付を受け	けました。
利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人又	は立会人	
	住 所	
	氏 名	<u> </u>